

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位			
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	日割の場合			1,178	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1178単位		÷ 30.4 日 39 単位	39	1日につき			
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	日割の場合			2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割				2349単位	÷ 30.4 日 77 単位	77	1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合			3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割				3727単位	÷ 30.4 日 123 単位	123	1日につき		
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合				287 単位	1回につき		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	日割の場合		12 単位減算	-12	1月につき		
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				÷ 30.4 日 1 単位減算	-1	1日につき			
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	日割の場合		23 単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割					÷ 30.4 日 1 単位減算	-1	1日につき		
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合		37 単位減算	-37	1日につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割					÷ 30.4 日 1 単位減算	-1	1日につき		
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合				3 単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		2 単位減算	-2		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合		2 単位減算	-2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	-2			
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	日割の場合		12 単位減算	-12	1月につき		
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割				1 単位減算	-1	1日につき			
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2)1週に2回程度の場合	日割の場合		23 単位減算	-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割					1 単位減算	-1	1日につき		
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合		37 単位減算	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割					1 単位減算	-1	1日につき		
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合				3 単位減算	-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		2 単位減算	-2		
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23				(二)所要時間45分以上の場合		2 単位減算	-2		
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	-2			
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合				所定単位数の 12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算					所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割						所定単位数の 15% 加算		1回につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数						所定単位数の 15% 加算		1月につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算					所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割						所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数						所定単位数の 10% 加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算					所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割						所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数						所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算					200 単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)					100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)					200 単位加算	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算					50 単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員処遇改善加算	①介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ				所定単位数の270/1000 加算		1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		②介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ				所定単位数の287/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		③介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ				所定単位数の249/1000 加算			
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		④介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ				所定単位数の266/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		⑤介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)				所定単位数の207/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		⑥介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)				所定単位数の170/1000 加算			

週1回程度の利用を想定
する者でサービス提供回
数が4回/月を超える場
合に使用。
(事前に所定の様式を市
に提出し、認められた場
合)

週2回程度の利用を想定
する者でサービス提供回
数が8回/月を超える場
合に使用。
(事前に所定の様式を市
に提出し、認められた場
合)

週2回を超える利用を想
定する者でサービス提供
回数が12回/月を超える
場合に使用。
(事前に所定の様式を市
に提出し、認められた場
合)

サービス提供回数に
ついては、目標に照
らし合わせて、必要
な回数をサービス担
当者会議等で話しあ
い、利用回数を選択
してください。
その際、プランや経
過記録に設定した回
数を記録してくださ
い。
計画で設定した単価

→ 新設
又は赤字 → 変更
→ 廃止